

お諮りいたします。執行部から案件に記載の2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

初めに、学校開放日についての報告を求めます。

○ 学校教育課長

先ほど御指摘と激励を受けました学校開放日について報告をさせていただきます。

本市学校開放日につきましては、市内全小中学校が一斉に学校を開放し、教育活動を公開することを通して保護者、地域に対して教育活動への理解と郷土意識を高めるとともに、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進することを目的としており、今回は11月20日に実施をいたします。

年々、各学校は、たくさんの地域の方においでいただくために工夫した取組みを進めておりまして、何点か紹介をさせていただきますと、保護者と連携した取組みとして、親子ふれあい活動を実施する学校や芸術鑑賞、教育講演会を実施する学校がございます。また、防犯教室や体力測定、教育モラルの育成教室などによりまして、今日的課題をごらんいただく準備をしている学校もございます。

最後に、熟年者まなび塾の塾生の年配者の方との交流や、収穫した米やイモを使ってお菓子をつくる時に地域の方の御協力をいただく教育活動をごらんいただく学校等々工夫しておりますので、ぜひお時間の許します限り多くの学校を参観していただきますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので御了承願います。

次に、生活保護業務にかかわる不適切な事務処理についての報告を求めます。

○ 保護1課長

保護業務に係る不適切な事務処理について報告をいたします。

今回の事件は、新聞で報道されておりますが、保護世帯の収入認定にかかわる決済文書に関連いたしまして、みずからの怠慢による事務の遅延を隠すために、電算システムを操作いたしまして、一たん収入認定を行っていた決済情報を無断で取り消し、その後、収入時期を事実よりおくらせ再入力するために上司の印鑑を無断で使用し、決済文書を偽造したものでございます。

また、被保護者から収入申告がされていたにもかかわらず、事務を怠り、数カ月にもわたり保護費に過払いが生じ、返還請求を行うこととなった反面、別の被保護者から提出された各種費用の支給申請について、その手続きを怠り、支給がおくれたという事例が見られたものでございます。

今回の事件が日常の業務の中で発生したことを重くとらえ、職員の資質の向上はもちろんのことでございますが、チェック体制を強化するとともに、職員一人一人の緊張感を高め、適正な事務の執行に努める所存でございます。

今後は、市民の皆様の信頼回復のため、職員一丸となって問題意識を共有し、職務に精励いたします。

なお、関係職員につきましては、11月7日に処分が言い渡されたところでございます。

○ 委員長

質疑はありませんか。

○ 楡井委員

済みません。何点かお聞きします。

市民の方から、状況の変更による届け出があったわけですね。その届け出をこの人が1人で管理するというような状況だったからこうなったんでしょうけれども、そういうのがこの人に限らず、ケースワーカーの人、みんなこういう状況なんですか。

○ 保護1課長

被保護者の方からいろいろ提出されます書類につきましては、ケースワーカーがその担当のケースワーカーが一人一人が書類を受け付けるシステムになっております。今、楡井委員が申されますように、ケースワーカーがそれぞれの担当の被保護者の方からもらったものは、そのケースワーカー1人が処理をするようになります。しかしながら、その受け付けた処理等のものにつきましては、スーパーバイザー、係長あるいは課長補佐、最終的に課長まで決済が回るようになって……済みません、失礼しました。それらの受け付けました書類につきましては、それを証拠書類といたしまして、諸帳票類を作成しますけれども、その書類につきましては、スーパーバイザー、課長補佐、課長までと決済を受けているところでございます。

○ 楡井委員

そういう意味では、市民の方たちからいろんな書類、申請書類等も含めて出てくるわけで、新しく申請、相談、申請のときは、大概係長さんと担当の地域担当のケースワーカーの人たちが一緒に2人で相談に乗ってくれてますよね。

ところが、一遍申請をすると、その後の処理は、こうして一人一人が管理するということになってしまっているのが今のシステムだという説明ですね。

チェック体制を強めていくていいですか、チェック体制をもっとはっきりさせにやいかんというふうに言われたんですけども、その点をどうしていくかちゅうのが、こうひとつあるんじゃないかというふうに思うんですよね。そうせんと、どうしてもこういう問題が起きてくる可能性としては、あるんじゃないか。今までもあったんじゃないかと思うんですけどね。

それで、そういう意味では共通の認識にする問題を、体制をぜひお願いしたいと思います。

それから、いま一つ、公印を無断で使ってるということに新聞記事あるんですけども、それが事実なら、この公印の管理というのが大切といいますか、今まではあやふやにされてたんじゃないかなというふうに思うんですけども、この公印というのは、単に課長、どういうあれですかね。ふと書類見ると、係長から補佐から課長から部長までずっと印鑑を押す欄がこうありますよね。それが、このときに使用された公印というのは、どういうものなのか、ちょっとお聞きします。

○ 保護1課長

通常申します公印ではなくて、決済上、係長あるいは課長補佐、課長がっております決済印、いわゆる私印ということになりますけれども、私どもは決済印というふうに呼んでおります。

ここで、登用いたしましたのは、それぞれの役職がっております決済印のことでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

そうすると、今言われた、ここで言われている決済、新聞記事で言われている公印というのは決済印だということであるなら、課長、課長補佐、係長、3人の分を使って処理されたという意味ですか。

○ 保護1課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

そうすると、課長さん、この方がどこの課か知りませんが、例えば、あなた松本課長の分も事務に耐え得るという状態になってるわけですかね。

○ 保護1課長

決済印につきましては、厳重に自己管理をしておるところでございます。

○ 楡井委員

それであれば、こういう形で使われるということはないんじゃないかというふうに思うんですよね。そういう意味では、これはもうできたことですから、このことを教訓にして、この決済印なり公印なりをどう管理するかということについても今後こういう状況がずっと起こってきて、今後の方向というのをぜひ成文化したものを何かの機会に我々にもこういうことに改善するという文書をぜひ提起していただきたいなというふうに思います。

それで、これ規則どおりにやっぱり運営されてないという面も多少あるんじゃないかと思うんですよね。最近の経験で言えば、大体生活保護申請して受け付けてから14日以内には認定せないかんというようなことになってるわけですけど、17も18も19日もなってもまだ認定がおりないというような苦情も聞いておりますし、さらに認定に必要と思われないその書類の提出等も求められているという状況もありますので、これらの点については個別の問題でもありますから、個別にも御相談したいというふうには思いますけれども、いずれにしても、規則どおりの体制、活動といいますか、仕事をするようお願いしたいなというふうに思いますので、この今後どういう手ごたえになるかわかりませんが、ぜひそのチェック体制を成文化したものを示していただくようお願いしたいというふうに思います。

○ 委員長

回答はいいですね。

○ 楡井委員

はい。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。